

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和3年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

令和3年3月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】 地方消費税交付金（従 来 分）	173,715	千円
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	200,835	千円
	計 計	374,550	千円
	【歳出】 社会保障施策に要する経費（総 額）	3,739,169	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会保障施策区分	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容	
		特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
		国・県 支出金	町 債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	716,680	488,280	0	6,536	221,864	18,014	障害者自立支援給付費、重度心身障害児者医療費 等
	高齢者福祉事業	334,624	16,084	0	36,649	281,891	22,887	高齢者福祉施設管理費、特別養護老人ホーム特別会計繰出金 等
	児童福祉事業	1,100,242	290,511	0	45,822	763,909	62,023	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費 等
	母子福祉事業	30,641	7,111	0	279	23,251	1,888	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費 等
	その他	5,542	2,638	0	152	2,752	223	町民館及び隣保館（管理・事業）費 等
	小 計	2,187,729	804,624	0	89,438	1,293,667	105,035	
社会保険	介護保険事業	459,047	42,855	0	4,186	412,006	33,452	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	204,579	91,220	0	1,866	111,493	9,052	国民健康保険特別会計繰出金
	後期高齢者医療事業	463,978	90,148	0	4,231	369,599	30,008	後期高齢者医療特別会計繰出金 等
	小 計	1,127,604	224,223	0	10,283	893,098	72,512	
保健衛生	疾病予防対策事業	225,825	124,191	0	3,647	97,987	7,956	各種予防接種事業、健診事業 等
	診療所管理運営事業	177,421	4,016	0	1,618	171,787	13,948	診療所特別会計繰出金
	医療提供体制確保事業	20,590	198	0	3,345	17,047	1,384	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談 等
	小 計	423,836	128,405	0	8,610	286,821	23,288	
合 計	3,739,169	1,157,252	0	108,331	2,473,586	200,835		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。